

中部運輸局海上安全環境部

令和8年9月15日14時00分発表

連絡先

中部運輸局海上安全環境部

運航労務監理官 竹内 中根

Tel 052-952-8012

輸送の安全確保に関する命令の発出について

令和8年5月7日、静岡市が経営する旅客不定期航路事業において運航する旅客船「令和聖」が、井川湖本村にある渡船場に係船中であった同市が運航する「赤石丸」と接触する事故を起こした後も関係機関への報告を行うことなく、運航に支障を及ぼす恐れがある状態で、継続して運航していたことが判明しました。

これを受けて、当局が同年5月11日に海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、安全管理規程等の遵守義務に違反する事実が確認されたため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日 令和8年9月15日

2. 事業者の概要

事業者名: 静岡市（市長 難波 喬司）

住 所: 静岡市葵区追手町5番1号

営 業 所: 静岡市葵区井川656-2 井川合同庁舎

3. 命令内容

以下について講じた措置を、令和8年10月14日までに文書により報告すること。

- ① 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び市の規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、市全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- ② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を市内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。

- ④ 船長及び運航管理者は安全管理規程第23条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置を実施すること。
- ⑤ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第37条に基づき、陸上において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること。
- ⑥ 船長は安全管理規程第40条に基づき、船舶の船体等の点検中、運航に支障を及ぼすおそれがある異常を発見したときは修復整備の措置を講ずること。
- ⑦ 船長及び運航管理者は、安全管理規程第43条に基づき、事故の状況及び講じた措置を速やかに警察官署に連絡すること。
- ⑧ 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、安全管理規程第44条に基づき、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報すること。
- ⑨ 安全統括管理者は、安全管理規程第45条に基づき、事故後の状況把握・分析及びリスクの明確化をした上で適切な措置を講じること。
- ⑩ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図ること。
- ⑪ 船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢の機能全般にわたる内部監査を年に1回以上実施し、その記録を確実にとること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数	22点
当該事業者に付された累積違反点数	22点